

## 小田原市上下水道事業運営審議会 会議録

会議名	令和6年度第2回小田原市上下水道事業運営審議会	
日時	令和6年11月8日(金) 午後3時30分～午後5時00分	
場所	小田原市上下水道局第2・3会議室	
次第	1 開会 2 議題 (1) 会議の公開について (2) 報告事項 (1) 令和5年度下水道事業会計決算について (2) 令和5年度水道事業会計決算について (3) 高田浄水場再整備事業インフレスライドの対応について 3 閉会	
資料	資料1 小田原市上下水道事業運営審議会委員名簿 資料2 小田原市上下水道事業運営審議会規程 資料3 小田原市上下水道事業運営審議会の公開について 資料4-1 令和5年度小田原市下水道事業会計 決算報告書その他財務諸表 資料4-2 下水道事業会計令和5年度決算についての補助資料 資料5-1 令和5年度小田原市水道事業会計 決算報告書その他財務諸表 資料5-2 水道事業会計令和5年度決算についての補助資料 資料6 高田浄水場再整備事業インフレスライドの対応について	
出席者	審議会	会長、根上副会長、堀内委員、内田委員、鈴木委員、金井委員、大津委員、杉山委員、早瀬委員、齋藤委員、森委員、清塚委員
	事務局 (市)	上下水道局長、杉本副局長、百瀬副局長、経営総務課長、経営改善担当課長、給排水業務課長、水道整備課長、管路維持整備担当課長、浄水管理課長、下水道整備課長、手塚給排水業務課副課長、水道整備課副課長、曾根下水道整備課副課長、佐々木下水道整備課副課長、村島下水道整備課副課長、稲畑経営総務課総務係長、塩崎経営総務課総務係長、田中経営総務課経理係長、給排水業務課排水設備係長、水道整備課計画係長、水道整備課管路整備係長、水道整備課維持係長、経営総務課係員2名
傍聴者	0人	

※今回が任期替え後初めて対面での会議であるため、議題に先立ち委嘱式、委員自己紹介、会長副会長の互選、審議会規程について説明が行われた。

会長には長岡委員、副会長には根上委員が選出された。

会長

次第に沿って進めます。議題の（１）「小田原市上下水道事業運営審議会の公開について」、事務局から説明願います。

事務局

審議会の公開について説明しますので、お手元に配布した資料の３「小田原市上下水道事業運営審議会の公開について」をご覧ください。

はじめに、１の「公開・非公開の決定」ですが、小田原市では、審議会等の会議は原則公開となっています。ただし、他の法令等に特別の定めがある場合や、個人情報を取り扱う場合は非公開とすることができることとなっています。

次に、２の「会議の公開方法等」ですが、会議開催については、（１）のとおり、あらかじめ周知することになっています。本審議会が公開となった場合には、（２）のとおり、傍聴者には資料を配布します。また、（３）のとおり、会議録は、行政情報センター（本市の情報公開の拠点）に備え置き、自由に閲覧できるようにするほか、ホームページでも公開します。なお、会議録については、発言者の個人名は使用せず、会長、委員、事務局のような表現方法とします。

最後に、３の「傍聴要領の制定について」は、参考資料として付けたもので、本審議会が公開となった場合の傍聴要領を定めています。本審議会の報告事項のうち、報告事項（３）「高田浄水場再整備事業インフレスライドの対応について（報告）」は１２月議会の定例会に上程する補正予算に関する案件であり、予算額の説明を伴うものであることから、小田原市情報公開条例第８条第４号に規定される「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、本審議会では非公開情報として取り扱うものです。

以上で説明を終わります。

会長

以上、事務局から一部を非公開とする説明がありました。異議等ございますか。

（異議なし）

会長

異議なし、とのことですので、会議の報告事項（１）、（２）については公開、報告事項（３）については非公開とします。

議事録の公開についても同様に扱います。

以上で、議題（１）「小田原市上下水道事業運営審議会の公開について」を終わります。

事務局から傍聴者の有無について報告をお願いします。

事務局

事務局から報告します。

現時点では傍聴希望者は、いません。

なお、審議会途中において傍聴希望者が訪れた際は、審議中の注意事項を説明のうえ、議事の進行に支障のない範囲で適宜、入場させることとします。

会長

ここで、事務局の入れ替えのため、いったん休憩を取ります。10分後の午後4時5分まで休憩します。事務局は担当者の入替えをお願いします。

（休憩）

会長

上下水道事業運営審議会を再開します。

次第の9「報告事項」の（１）「令和5年度下水道事業会計決算について」事務局から報告願います。

事務局

下水道事業会計の令和5年度決算について、ご説明します。

始めに、令和5年度決算につきましては、6月に監査委員による監査において事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められ、その後9月定例会で決算の認定を受けました。

決算の内容は、資料4-1「決算報告書その他財務諸表」にまとめてありますが、本日はその要旨を資料4-2補助資料でご説明します。お手元の資料4-2をご覧ください。

最初に、1. 下水道事業の目的をご覧ください。下水道事業の大きな目的は、三つです。一つ目は、公衆衛生の向上です。これは市街地に汚水が滞留しないように汚水を排除して、公衆衛生を向上するものです。二つ目は、公共用水域の水質保全です。汚水を適切に処理することで、河川等の水質を保全するものです。三つ目は、浸水の防除です。これは、雨水の排除により浸水を軽減、防除するものです。このように下水道事業は、汚水の処理及び雨水の処理に、欠くことのできない社会基盤の一つとなっています。

次に、2の整備・改築更新の状況をご覧ください。区分1、汚水管渠整備延長は、令和5年度末で597.1km、2処理区域面積については、2566.7haとなり、3全体区域面積に対する普及率が88.9%に達しました。また、4重要な管渠の耐震化済延長は、約80kmとなったことに伴い、5重要な管渠の耐震化率は、約53.7%となっています。6雨水渠整備延長につきまして

は、214.1kmとなりました。

なお、重要な管渠の耐震化をはじめとした整備・改良事業については、下水道ビジョンに基づき、概ね順調に進んでおります。

次に2ページの3業務量をご覧ください。8有収水量は、下水道使用料徴収の対象となる水量を表すものであり、使用料収入に大きく影響するものです。令和5年度は、1,922万9,258 m<sup>3</sup>と、前年度比9万620 m<sup>3</sup>の減少となりました。それに対して、7汚水量とは、有収水量に汚水管渠に雨水や地下水が流れ込む不明水を加えた水量のことです。処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示すのが、9有収率です。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえます。有収率の改善のため、不明水対策として地震対策や長寿命化対策工事による汚水管渠の更生工事などを実施しております。令和5年度の有収率は71.5%と、前年度比0.1ポイント上昇し、不明水量は減少傾向にあります。令和6年度以降も引き続き汚水管渠の更生工事を実施してまいります。

次に3ページ、4損益計算書をご覧ください。1営業収益ですが、下水道使用料ほかで、37億4,289万6,447円です。

ここで下水道使用料について詳しくご説明しますので、資料4ページ、5事業収益・事業費用の主なもの(1)使用料に関する事項ア.下水道使用料をご覧ください。下水道使用料につきましては、令和4年度から令和5年度にかけて、約1,400万円の減少、割合では、約0.04%の減少となりました。

イ.有収水量は先ほどご説明したとおりです。

続いて資料5ページの、ウ.ランク別使用料構成比をご覧ください。この表は、2ヵ月ごとに検針を行った水栓数、水量及び金額を区分に当てはめたものです。表内の水栓数をご覧ください。太字の数字は順位を表しています。一番水栓数が多い区分は21~40 m<sup>3</sup>の2万4,431戸となっております。右隣の項目の水量についても、21~40 m<sup>3</sup>が1番となっております。その右隣の項目の金額については、1万m<sup>3</sup>超が1番で、全体の1/4以上を占めております。このことから、使用水量の多い企業の動向が下水道財政に与える影響が大きいものと考えられます。

資料3ページ、4.損益計算書にお戻りください。次に、2営業費用ですが、(1)管渠費から(9)資産減耗費までの合計で、55億4,532万8,464円です。

このうち営業費用の(7)流域下水道維持管理費負担金は、資料5ページの(2)流域下水道維持管理費負担金をご覧ください。流域下水道維持管理費負担金とは、酒匂川流域内にある本市をはじめとした3市7町の下水を、神奈川県が運営する汚水処理場に収集及び処理するに当たり生じる維持管理にかかる費用を市町から県へ負担金という形で支出しているものです。令和4年度と令和5年度の比較では、本市の負担金は約2,500万円

増加しました。これは物価等の上昇により負担額が増加したことによるものです。

資料3ページ、4. 損益計算書にお戻りください。営業損益につきましては、営業収益から営業費用を差し引いた18億243万2,017円の営業損失となりました。この営業損失に、他会計補助金などの3営業外収益を加え、支払利息などの4営業外費用を差し引いた経常損失は1億5,470万1,530円となりました。

ここで企業債全体の動向についてご説明いたしますので、資料6ページをお開きください。ア. 企業債支払利息及びイ. 企業債元金償還金は、高利率債の返済が進んでいることに伴い、減少傾向にあります。

資料3ページ、4 損益計算書にお戻りください。先ほどの経常利益に、5 特別利益を加え、6 特別損失を差し引いた当年度純損失は、1億5,386万6,121円となり、令和4年度に引き続き純損失を計上しました。

純損失を計上した主な要因は、電力高騰に伴う国庫補助金が令和4年度は措置されたものの、5年度は措置されなかったために3. 営業外収益(1) 他会計補助金が約1億3,100万円減少した影響が大きいものです。

そのような中で安定的に事業を継続するために、小田原市下水道ストックマネジメント計画に基づいた効率的な投資を推進するとともに未利用地の売却を検討するなど、収入及び支出の両側面から経営改善を図り、下水道事業の運営を行ってまいります。

以上で下水道事業令和5年度決算について報告を終わります。

会長

ただ今の報告について、質疑等ありますか。

では、私から。有収率が71.5%ですが、もう少し増えるなど、今後の見通しは如何ですか。

事務局

有収率については、おっしゃる通り71.5%となっていますが、これは不明水の多さが大きな理由です。これについては、老朽化した管の更生工事を行って不明水が出来るだけ生じないようにしています。今すぐには具体的な数字は示せませんが、例年不明水は減ってきている状況です。

事務局

補足ですが、元々不明水は令和元年まで右肩上がりに増えており、一番悪い時で4割くらい、39.8%が不明水で、非常に大きな懸案事項となりました。令和元年度以降、地震対策、長寿命化対策として、特に昭和34年から整備した陶管のひび割れを更生工事することに注力したことで、有収率は令和元年に比べると10ポイント位上がっています。下水道も、計画上では20%位が不明水と見込んでいますが、下水道の処理場、ポンプ場、管渠の計画建てをしており、あと10ポイント上げようとしています。現在、下水道の業務を包括的に進めていく中で、民間のノウハウも活用しながら、

具体的に管路の調査を進め、不明水の原因となる所を探り、その対策等を含めた維持管理計画を来年度策定します。それに基づき、有収率が8割に行くように、今後も計画的に対策に努めていきたいと考えています。

会長

はい、ぜひよろしくをお願いします。

なお、資料の作り方について、そのように有収率が上がったという事であれば、3年間ではなくもう少し前からのデータがあると分かりやすいと思いますので、次回以降ご検討ください。

他に如何ですか。

委員

営業外収益の他会計補助金が去年と比べて少なくなったという事ですが、なぜでしょうか。他会計補助金は減る一方ですか。

事務局

令和4年度は、電気料金の高騰に伴い、国から交付金として措置をされたもので、約9,000万円強ほどですが、一般会計からの繰り入れ分として、上乘せされ、大きくなったことによるものです。この年度に下水道事業に限定して補助金として措置されたもので、基本的には毎年度では無い補助金で、特例的に令和4年度に頂いたものであるため、令和5年度に頂けなかったこともあり、令和4年度に比して減少したものです。

委員

わかりました。

会長

なかなか厳しい状態が続くかと思えます。

他に如何ですか。

委員

営業外収益として未利用地の売却をお考えという事ですが、具体的に計画はありますか。

事務局

寿町に小田原市が単独公共事業として整備した下水処理場があり、そこに将来を見越して昭和50年代に購入した未利用地があります。

これまでは他の部局でテニスコートなどに活用していましたが、行政財産としての活用が見いだせないこともあり、これについては民間へ売却することで現在調整を進めています。

委員

ありがとうございました。

会長

他に如何ですか。

では、私から。流域下水道維持管理負担金が令和3年、4年、5年と比べるとどんどん上がっていますが、この点の見通しはどうでしょうか。上がる方向に行くとは思いますが、何か情報があればお願いします。

事務局

県では流域下水道維持管理負担金の将来的な負担にかかるビジョンを策定しています。それに基づくと、税抜きベースで大体 16～17 億程度で、今後令和 8 年度ぐらいまで推移し、その先に関しては物価上昇等のリスクもあるため、令和 7 年度末ぐらいに、新たなビジョンを示す予定です。

会長

ありがとうございます。

今後の推移を見守ってください。

他は、よろしいですか。

それでは、報告事項 1 「令和 5 年度下水道事業会計決算について」の審議を終了します。

事務局は担当者の入替えをお願いします。

会長

それでは、報告事項 2 「令和 5 年度水道事業会計決算について」説明をお願いします。

事務局

「令和 5 年度水道事業会計決算」について説明します。

はじめに、令和 5 年度決算については、6 月に監査委員による監査において事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められ、その後 9 月定例会で決算の認定を受けました。決算の内容は、資料 5-1 「決算報告書その他財務諸表」の冊子にまとめてありますが、本日はその要旨を資料 5-2 の補足資料でご説明します。お手元の資料 5-2 をご覧ください。

最初に、水道事業の目的ですが、水道法第 1 条に、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と規定されています。

次に、管路整備の状況です。水道管路整備について、令和 3 年度から 5 年度までの状況を記載しています。水道管の区分については、ページ下の図をご覧ください。取水施設から浄水施設まで送る管を導水管、浄水された水道水を配水施設まで送る管を送水管、配水施設から各家庭へ送る管を、配水本管、配水支管、各戸へ引き込まれる管を給水管と定めています。水道管路の総延長は、令和 5 年度末で 771.60km、基幹管路の耐震管率は、60.6%であり、以下表のとおりとなっています。耐震化については、令和 4 年 6 月に改定した水道ビジョンに基づき、基幹管路の耐震化を優先的に取り組んでおり、ビジョンで目標年次とした令和 13 年度に向け、概ね順調に進んでいます。

次に 2 ページの業務量をご覧ください。区分 9 の有収率が減少傾向にあることから、令和 4 年度、令和 5 年度の 2 ヶ年をかけ、局内においてプロジェクトチームを編成し、有収率改善に向けた局内検討を行い、有収率の

改善に繋がる漏水量縮減対策を進めています。

次に3ページの損益計算書をご覧ください。1 営業収益 (1) 給水収益ですが、4ページの事業収益・事業費用の主なものをご覧ください。

(1) 料金に関する事項 ア. 給水収益及びイ. 有収水量についてですが、令和5年度は減少しています。全体的なトレンドとして、人口減少の進行や節水意識の高まり、節水機器の普及などに起因して減少傾向にあります。

次に3ページの損益計算書にお戻りください。一番下の当年度純利益の欄をご覧ください。令和5年度は、1億7,082万5,903円の純利益を確保していますが、電気料金の高騰や物価高などの社会経済情勢により、予断を許さない状況が続くと考えています。なお、2 営業費用には、今年1月に発生した能登半島地震の被災地支援として、延べ22人の職員を42日派遣した際の経費、約2,300万円が含まれています。

5ページのウ. ランク別使用料構成比をご覧ください。小田原市の水道事業の特徴として、水量ベースで全体の8割、金額ベースで全体の7割を家庭用が占めています。これは、地下水が豊富な小田原では大量の水を利用する企業などの事業者は、水道ではなく地下水を利用することが多いので事業用の水道の使用量は抑えられ、家庭用が多くを占めています。一般的に家庭用の割合が多い場合のほうが、景気に左右されにくい安定的な経営ができるとされています。

次に(2) 企業債に関する事項ア. 企業債支払利息をご覧ください。企業債支払利息の推移ですが、企業債残高の減少と利率が比較的高い企業債の返済が進み減少傾向となっています。

次に6ページのイ. 企業債元金償還金をご覧ください。平成27年度以降、借入れ条件を元利均等償還から元金均等償還に変更し、近年の借入額が減少傾向だったこともあり、元金償還金は減少傾向にあります。

続いて、ウ. 企業債残高をご覧ください。新規企業債借入額が元金償還金を上回ったことにより、企業債残高は増加しました。

現在進めている高田浄水場再整備事業が建設に着工し、事業費が増加することに伴って、令和5年度から令和11年度までの間、企業債残高は増加する計画となっています。

以上で令和5年度水道事業会計決算について報告を終わります。

会長

ただ今の報告について、質疑等ありますか。

委員

令和5年度の有収率が少し落ちている点について、この事と管路の耐震管率の関係は、基幹管路を一生懸命やっているのも末端のほうが漏れているという認識でよいですか。

事務局

本市の水道事業の有収率は減少傾向にあり、令和5年度末の時点で82.1%となっています。このため減少の原因の究明と改善策の検討を行い、

改善に向けて現在取り組んでいる所です。

このような中で、先進技術で、全国で採用しているところが増えている衛星画像を用いた調査を実施し、発見した箇所を修繕しています。しかし全体の無効水量としてはまだ多いので、今後も交通量が多くて昼間に調査出来なかった基幹管路などを夜間に漏水調査するなど検討する予定です。

管路の末端の部分の漏水が多いのではないかとのご指摘がございましたが、これについては今後、数年かけて、ローリング的に調査を行うなど、色々な視点から有収率向上に向けて調査を行っていきたいと考えています。

委員

やはり、有収率が下がってくると、折角の収入が無くなり、経費だけ出ていくということになりますので、是非そのあたりも頑張ってくださいとともに、できれば末端のほうの耐震化率も上げて管路の更新を進めてください。そうすればいい財政に向かうと思いますので、是非頑張ってくださいと思います。

事務局

ありがとうございます。

会長

是非、よろしくお願いします。

事務局

先ほどの説明の補足です。管路の更新の関係ですが、現在基幹管路の耐震化に注力をしている所ですが。それに加え、費用的には基幹管路に比べると劣りますが、順次末端の管路についても予防保全の観点から更新を順次進めていますので、ご了承いただければと思います。

委員

はい、是非頑張ってください。

会長

他に如何ですか。

委員

確認ですが、資料4ページの有収水量の推移と、2ページの有収率の推移について、有収水量が減れば有収率は減るとは思いますが、パイプの漏れではない所での有収率の減少の要因があるのではないかと思います。そのあたりの検証を行っているかを伺います。

事務局

委員のおっしゃる通り、漏水だけが有収水量と有収率に関係してくるものではありませんので。私共も、先ほど申し上げましたプロジェクトを組み、無効水量がどういう原因で増えているのか、もしくは減らないのかを調査検討しているところです。結果には表れていませんが、今後も長期的に対策に取り組んでまいりますのでご理解頂ければと思います。

委員	はい、分かりました、原因が色々あると思うので、精査したほうが良いと思います。以上です。
会長	はい、是非お願いします。 他に如何ですか。
委員	耐震化率について教えてください。資料4-2の1ページで2. 整備改築更新の状況の表の5「重要な管渠の耐震化率」が令和5年度で約53.7%に対し、資料5-2の「基幹管路の耐震率」が令和5年度で94.6%ですが、水道と下水で管の耐震化率の数字が違うのは何故ですか。二つとも同じように耐震化率を高めたほうが良いと思いますが、教えてください。
事務局	水道の基幹管路の耐震率94.6%についてご説明します。水道の管路については、全体長が771.6kmあります。地震災害に備え、管路については今後30年以内に7割程度の発生確率が想定される切迫した地震に対する耐震化を優先して進めており、全体延長の80.5%が一定の耐震性を有しています。これは震度6弱でも一定の耐震性を有する管路が約8割位ある事を意味しており、耐震率という言葉でこの表の中で示しています。特にこの中で重要度の高い基幹管路の耐震率は94.6%となり、今後30年以内に発生する確率が7割程度の地震に対しての耐震率が94.6%になります。水道については以上です。
会長	多分、質問の主旨は、水道を使えば下水道も使うので両方の耐震化が必要なのではないか。この表を見ると水道の耐震率が高く、下水道が遅れているようなので両方とも同じように歩調を合わせるべきではないか、という質問かと思います。上下一体という事で、重要施設などは両方共耐震化しなさいという事が言われていますが、そういう指摘かと思いました。
事務局	会長から質問の主旨を再確認いただきました。耐震化の基準の違いはありますが、現在、令和13年度までの上水道、下水道のビジョンに基づき耐震化を進めています。重要な管渠については令和13年度までに目標の耐震管率まで持っていけるように計画を立てています。現在は下水道のほうが耐震管率が低く見えますが、ビジョンの計画では令和13年度に向けて重要な管渠の耐震化は進んでいくとご理解いただければと思います。よろしくお願いします。
会長	是非その方向でお願いします。以前も指摘があったと思いますが、この水道の耐震率というのは市独自の指標ですね。定義を注釈に書いて頂くほうが良いと思います。耐震管と耐震適合管については定義がはっきりしていますが、市独自の指標については補足が無いとわからないので、次以降

の資料ではよろしくをお願いします。

委員 有収率についてお尋ねします。コロナ禍以降、水道料金を払うのが苦しい家庭が増えていたり、あるいは最近の電気料金の高騰や物価高などによって未納になる家庭が増えているといった現実はありますか。もし、お分かりなら教えてください。

事務局 水道料金の徴収状況を説明します。近年5ヵ年の推移としては99.9%以上を確保しています。水道料金の収入が水道事業の元になっているので、ここは必死に確保できるようにしています。

委員 わかりました。

会長 残りの0.1%は、残念ながら止めることになるのですか。

事務局 止める場合もありますが、払っていただきすぐに回復しています。支払っていただけないのは、主に転出の際に払わないまま行方不明になるケースで、これは全国的な問題です。

会長 はい、ありがとうございます。  
他に如何でしょうか。  
身近なことでも結構です、いかがですか。

委員 私の家のことになりますが、二か月に一回の検針で料金は4,000円位でしかありませんので、小田原の水道料金は安いと思います。小田原は、以前は20万あった人口が18万6千位に減っていく中で、料金の収入と、耐震化費用などの支出を、長期的にバランスをとってやっていけるかが心配です。

会長 コメントあればお願いいたします。

事務局 水道、下水道の料金については、他市町の事業体でも値上げを検討しているところもあるようです。昨年、神奈川県企業の水道も値上げをしました。我々も水道と下水道の長期的な財政推計を計算しています。この事については、この審議会において、近々ではありませんが、お示しいと思います。

会長 是非、必要なことですのでお願いします。

報告事項3は非公開ですが、傍聴者はいますか。

事務局

いません。

会長

わかりました。では次に、報告事項の（３）高田浄水場再整備事業イン  
フレスライドの対応について、事務局から説明願います。

**【報告事項３】非公開**

会長

以上で予定しておりました議題は全て終了いたしました。  
それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局

《事務連絡 議事録確認や提出書類についてなど》

司会

以上で令和６年度第２回小田原市上下水道事業運営審議会を閉会しま  
す。皆様お疲れさまでした。

